

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

#### 佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両）</p> <p><b>第4条の3</b> 法第4条第2項の規定により、車両の通行禁止の規制（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車標章（様式第1号の4）を掲出しているもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医師又はこれに準ずる者が急病人等に対する緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両</p> <p>オ～ク 略</p> <p>2 前項第6号の通行禁止除外指定車標章（以下この条において「<u>標章</u>」という。）の交付を受けようとする者は、<u>通行禁止除外指定車標章交付申請書（様式第1号の5）2通を当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長</u>を経由して、公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければな</p>	<p>（車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両）</p> <p><b>第4条の3</b> 法第4条第2項の規定により、車両の通行禁止の規制（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車標章（様式第1号の4）<u>（以下この条において「標章」という。）</u>を掲出しているもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医師が急病人等に対する緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両</p> <p>オ <u>保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u></p> <p>カ～ケ 略</p> <p>2 <u>標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第1号の5）2通を署長（当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長をいう。以下この条において同じ。）</u>を経由して、公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければな</p>

改正前	改正後
<p>らない。</p> <p>(1) 自動車検査証の写し</p> <p>(2) <u>第1項第6号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書類</u></p> <p>4～6 略</p> <p><u>7</u> 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) <u>標章の有効期間が経過したとき、又は必要がなくなったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略 (駐車禁止の規制の対象から除く車両)</p> <p><b>第4条の6</b> 法第4条第2項の規定により、駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>らない。</p> <p>(1) <u>標章の交付申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u></p> <p>(2) <u>標章の交付申請に係る車両の用務を疎明する書面</u></p> <p>4～6 略</p> <p><u>7</u> 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、署長を経由して、<u>除外標章再交付申請書(様式第1号の5の2)により、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。</u></p> <p><u>8</u> 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、署長を経由して、<u>速やかに除外標章記載事項変更届(様式第1号の5の3)に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</u></p> <p><u>9</u> 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期間が経過したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</u></p> <p>(4) 略 (駐車禁止の規制の対象から除く車両)</p> <p><b>第4条の6</b> 法第4条第2項の規定により、駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（様式第1号の6）を掲出しているもの  ア 第4条の3第1項第6号のアからクまでに掲げる車両  イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項第3号又は第4号の駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする者は、<u>駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第1号の7）2通を当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第3号に掲げる車両に交付される標章 <u>自動車検査証の写し及び第1項第3号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書類</u></p> <p>(2) 第1項第4号に掲げる車両に交付される標章 <u>自動車検査証の写し（第1項第4号に掲げる者のために使用する車両に係るものを含む。）及び第1項第4号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書類</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>(3) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（様式第1号の6）を掲出しているもの  ア 第4条の3第1項第6号のアからケまでに掲げる車両  イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項第3号又は第4号の駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする者は、<u>除外標章交付申請書2通を署長（当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長をいう。）を経由して、公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第3号に掲げる車両に交付される標章</p> <p>ア <u>当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u>  イ <u>当該車両に係る用務を疎明する書面</u></p> <p>(2) 第1項第4号に掲げる車両に交付される標章</p> <p>ア <u>標章の交付を受けようとする者が、第1項第4号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面</u>  イ <u>標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面</u></p> <p>4～6 略</p> <p>7 <u>標章の交付を受けた者が、標章の再交付及び記載事項変更を受</u></p>

改正前	改正後
<p>7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期間が経過したとき、又は必要がなくなったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略 (通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p><b>第4条の7 略</b></p> <p>2 署長（申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）は、<u>令第6条各号に該当する通行の許可を受けようとする者から規則の手續による申請があった場合は、許可証及び通行禁止道路通行許可標章（様式第1号の8）（法第9条に規定する歩行者用道路の通行の許可に係る場合は、歩行者用道路通行許可標章（様式第1号の9）とする。次項において同じ。）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定により、<u>通行禁止道路通行許可標章の交付を受けた者は、当該道路を通行する場合は、当該車両の前面の見やすい箇所</u>に当該許可標章を掲示しておかなければならない。 (署長に委任する交通規制)</p> <p><b>第5条</b> 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項に規定する交通規制とする。 (署長が行う駐車許可)</p> <p><b>第7条</b> 法第45条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、<u>駐車許可申請書（様式第3号）を当該申請に係る場所を管轄</u></p>	<p><u>ける場合は、第4条の3第7項及び第8項の規定を準用する。</u></p> <p>8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期間が経過したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</u></p> <p>(4) 略 (通行を禁止されている道路の通行の許可)</p> <p><b>第4条の7 略</b></p> <p>2 署長（<u>規則第5条第1項の規定による申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長をいう。</u>）は、<u>法第8条第2項に規定する通行の許可を受けようとする者から規則の手續による申請があった場合において、令第6条各号に掲げるやむを得ない理由があると認めたときは、許可証を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定により、<u>許可証の交付を受けた者は、当該道路を通行する場合は、当該車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲示しておかなければならない。</u> (警察署長に委任する交通規制)</p> <p><b>第5条</b> 法第5条第1項の規定により警察署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項に規定する交通規制とする。 (署長が行う駐車許可)</p> <p><b>第7条</b> 法第45条第1項ただし書の<u>許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第3号）を署長（当該申請に係る場所を管轄す</u></p>

改正前	改正後
<p><u>する警察署長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 自動車検査証の写し</p> <p>(2) 略</p> <p>3 警察署長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、これを許可するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が<u>およそ不可能</u>と認められること。 ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね<u>300メートル以内</u></p> <p>4 警察署長は、前項の許可を行う場合において、危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>5 第3項の許可は、<u>駐車許可証（様式第4号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>6 <u>前項の許可証</u>の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該</p>	<p><u>る警察署長をいう。以下この条において同じ。）</u>に提出しなければならない。<u>この場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。</u></p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>当該申請に係る車両の用務を疎明する書面</u></p> <p>3 <u>署長は、第1項に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、これを許可するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が<u>困難</u>と認められること。 ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は<u>身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近</u> イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね<u>100メートル以内</u></p> <p>4 署長は、前項の許可を行う場合において、危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>5 第3項の許可は、<u>駐車許可証（様式第3号）（次項から第9項までにおいて「許可証」という。）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>6 許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を</p>

改正前	改正後
<p>許可を受けた場所に駐車している間、その許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第13条</b> 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が<u>署長</u>の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(地域交通安全活動推進委員の委嘱)</p> <p><b>第25条</b> 公安委員会は、法第108条の29第1項の規定に基づき地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱を行う場</p>	<p>受けた場所に駐車している間、その許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。</p> <p><u>7 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第3号の2）により、署長に許可証の再交付を申請することができる。</u></p> <p><u>8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第3号の3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>9 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該許可証を廃棄しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 駐車許可の期間が満了したとき。</u></p> <p><u>(2) 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</u></p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p><b>第13条</b> 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が<u>警察署長</u>の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(地域交通安全活動推進委員の委嘱)</p> <p><b>第25条</b> 公安委員会は、法第108条の29第1項の規定に基づき地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱を行う場</p>

改正前		改正後	
<p>合は、別表第3の右欄に掲げる活動区域(以下「活動区域」という。)ごとに、<u>当該活動区域を管轄する署長が推薦した者の中から適任と思われる者を選任して委嘱するものとする。</u></p>		<p>合は、別表第3の右欄に掲げる活動区域(以下「活動区域」という。)ごとに、<u>署長(当該活動区域を管轄する警察署長をいう。次条において同じ。)</u>が推薦した者の中から適任と思われる者を選任して委嘱するものとする。</p>	
<p>2 略 別表第1の3(第8条の2関係)</p>		<p>2 略 別表第1の3(第8条の2関係)</p>	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
一般国道208号	略 佐賀市八戸二丁目7番から佐賀市鍋島町大字森田87番3まで	一般国道208号	略 佐賀市八戸二丁目7番から佐賀市鍋島町大字森田87番3まで <u>福岡県と佐賀県の県境から佐賀市諸富町大字為重字上下1543番地1まで</u>
略		略	

様式第1号の5を次のように改め、同様式の次に次の2様式を加える。



様式第1号の5の2（第4条の3、第4条の6関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

様式第1号の5の3（第4条の3、第4条の6関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式第1号の7から様式第1号の9までを削る。  
様式第3号を次のように改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第3号 (第7条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

様式第3号の2 (第7条関係)

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

様式第3号の3 (第7条関係)

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式第4号を次のように改める。

**様式第4号** 削除

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。